

戦略の転換：EUと米国の制裁管轄権について

マシュー・ラビノウィッツ、スティーブン・ファーマー、マシュー・オレスマン、アイリス・カラマン

- 制裁の域外適用の範囲は、歴史的に米国とEUの間で異なっており、米国の方がより積極的でした。最近では、EUのルールは米国寄りにシフトしています。
- EUのロシアとベラルーシに対する制裁の域外適用範囲は大幅に拡大し、EU企業（受動的なEUの親会社を含む）を組織構造に持つ日本企業にも影響を与える可能性があります。しかし、EUは、現地の法律が遵守を妨げている状況について企業が説明することを認める「最善の努力」規則を適用しています。
- 世界中で事業を展開する企業は、EUでの事業が適用される新しい基準を満たすよう、社内のコンプライアンス方針を再検討する必要があります。

国際的な制裁は長い間、地政学的な争点となっており、米国とEUは歴史的にやや異なるアプローチを採用してきました。米国は域外二次制裁を強硬に行うことで知られ、外国企業には制裁に応じなければアメリカ市場から排除されるリスクがあります。これとは対照的に、EUは伝統的にこのような措置はなるべく避けて、より抑制的なアプローチを堅持してきました。しかし、最近の動向は、EUの戦略的転換、つまり米国の強硬的なモデルに近づくシフトを示唆しており、これは特にロシアとベラルーシに対する制裁に関する第三国にある関連会社を通じて行われています。

米国と欧州、歴史的には異なるアプローチを踏襲

米国は長い間、米国の国家安全保障や外交政策上の利益を支える強力な手段として、二次的制裁や類似の米国法の域外適用を活用してきました。これらの制裁は、米国と直接の関連性（米国内で発生した活動や米国人が関与した活動など）がない場合でも、米国以外の事業体に適用される経済的禁止措置です。例えば、制裁対象者と重要な取引を行う外国企業は、米国との直接的な関係の有無にかかわらず、米国の金融システムからの排除に直面する可能性があります。状況によっては、米国の二次的制裁は、米国外の金融機関に対する米国内のコルレス口座やペイヤブル・スルー口座の開設・維持の禁止や厳格な規制など、より限定的な制限を課しています（いわゆる「CAPTA」制裁）。

米国はまた、米国原産品の輸出、再輸出、国内移転を個別に規制していますが、特定の非米国製品については、米国原産規制対象物質の割合が「De minimis」として設定されている一定の基準を超えるか、特定の米国原産技術やソフトウェアの「直接製品」であるかどうかに応じて、輸出、再輸出、国内移転を規制しています。非米国企業は、輸出管理規則のもとで実施されているこのような規制が、自社の製品や技術に適用される可能性があるか、米国の規制に常に注意を払わなければならない、非米国企業にとって負担となっています。

対照的に、EUは歴史的に制裁の域外適用を避けてきました。EU ブロッキング規則(EU Blocking Regulation)は、EUの主権と法原則を守るというEUのコミットメントを反映し、EU企業が米国の域外二次制裁の一部に従うことを禁じています。EU制裁の適用対象は、従来、EU企業による世界的な活動や、EU域内の全部または一部で行われる取引など、EUの管轄権内にある行為に限られていました。外国の事業体を対象とする米国の二次的制裁とは異なり、EUの制裁の枠組みは伝統的に、EUの管轄区域外で発生した活動に関して、外国の事業体に直接的な義務を課すことを避けてきました。

パラダイムシフト

EUのロシアとベラルーシに対する制裁は、EU制裁の管轄権を徐々に拡大するテストケースとなっています。2023年6月、EUは、EU制裁違反を助長する特定の第三国への物品の販売および輸出を制限できる新たな権限を含む、第三国による回避を抑制するための措置を導入しましたが、この権限はまだ執行されておらず、実際の運用がどうなるかは不透明です。

直近では、EUはEU企業に対し、EU域外の関連会社がある特定のEU制裁を妨害しないようにする新たな義務を採択しました。これには、リスクを軽減するための適切なEU制裁方針、管理、手続きの実施が含まれます。この義務は、特にロシアに対する分野別制裁、ベラルーシに対する分野別制裁と金融制裁の両方に適用され、イランやミャンマーに対して維持されているような他のEU制裁体制には適用されません。

類似点と相違点

EUと米国は現在、それぞれ異なるメカニズムではありますが、国境を越えて制裁体制を実施しようとしています。米国は明示的な二次的制裁を用いていますが、EUはEU企業に厳格なコンプライアンス要件を課すことで、正式な域外管轄権なしに類似の効果を得ています。

重要な違いは、EUの「最善の努力(best efforts)」要件の柔軟性にあります。EU体制は、EU企業が第三国で直面する可能性のある法的抵触を考慮し、例えば、ロシアの措置によりEU企業がロシアの関連会社をコントロールできない場合など、「最善の努力」を適用することにより、現地法がコンプライアンスを妨げる状況に対応すべきであると示唆しています。さらに、「最善の努力」に対する期待は、企業の規模、活動、非EU子会社に対する支配力によって異なります。規模の大きい会社にはより厳しい基準が適用され、特にEU域外の子会社がロシアやベラルーシに直接的または間接的に関与する活動を行う場合はなおさらです。これとは対照的に、日常業務を監督しない受動的なEU持株会社の場合は、基準が低くなる可能性が高いです。

米国では、米国の親会社が非米国子会社の関連会社の行為に直接関わっていない場合でも責任を負う場合があります。例えば、米国企業が直接関与することが禁止されている行為を、非米国関連会社が「行いやすく(facilitate)」した場合、米国企業は制裁違反の責任を負う可能性があります。

法の軋轢への対応とコンプライアンスの確保

EU制裁、特に最近の管轄権の範囲の変更に伴い、変化を続ける状況に対応するには、包括的かつ制裁のニュアンスを理解したアプローチが必要です。EU企業への期待が拡大する中、企業はEU企業の非EU関連会社が関与するグローバルな事業について徹底的なリスク評価を行う必要があります。これには、ロシアやベラルーシが関与する制裁活動への潜在的なリスクの度合いの特定、取引、パートナーシップ、サプライチェーンの精査、間接的なつながりがコンプライアンス上の課題を生じさせる可能性のある場合の特定などが含まれます。

「最善の努力」という要件に対応して、企業はこれらの新しい義務を反映するためにコンプライアンス・プログラムを更新しなければなりません。これには、社内ポリシーの改訂、子会社の活動に対する監視の強化、子会社が親会社と同じ厳しいコンプライアンス基準の下で運営されるようにすることなどが含まれます。最新の制裁措置の動向に関する定期的な社員研修は、組織全体の認識と警戒を維持するために極めて重要です。EU制裁と第三国の現地法との軋轢を乗り越え、「最善の努力」義務の実務的な意味を理解することが最も重要です。

結論

過去2年間、EUは、EU制裁の管轄範囲と意図する抑止効果を拡大しようとする新たな措置を徐々に導入してきました。新たな「最善の努力」義務は、米国型の完全な二次制裁体制には及ばないものの、実質的にはEU企業のEU域外子会社にまで及ぶ義務を導入することで、実質的な制裁政策の転換を意味します。ベラルーシとロシアに対するEUの制裁措置は、EUの影響力を従来の管轄範囲を超えて押し広げるものであり、こうした措置が試されています。これらの措置が他のEU制裁体制にも拡大され、EU制裁政策の広範な転換を示すのか、それともロシアとベラルーシの制裁体制に特有なものにとどまるのかは、いまだ不透明です。

こうした変化は、企業、特にロシアとベラルーシに接するEU域外の関連会社を持つ企業にとって、重大なコンプライアンス・リスクをもたらす可能性があります。企業は現在の慣行を見直し、進化する制裁の枠組みへのコンプライアンスを確保するために必要な措置を講じるべきです。コンプライアンス違反による深刻な影響を回避し、複雑化する規制環境の中で企業の事業と評判を守るためには、こうしたリスクに積極的に対処することが不可欠です。

本稿の原文(英文)につきましては、[Shifting Strategies: EU vs US Sanctions Jurisdictions](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Matthew R. Rabinowitz

matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com

Steven Farmer

steven.farmer@pillsburylaw.com

Matthew Oresman

matthew.oresman@pillsburylaw.com

Iris Karaman

iris.karaman@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

ジェフ・シュレップファー（日本語対応可）

jeff.schrepfer@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2024 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.